

平成 29 年 12 月 14 日（木曜日）

○出席議員（13名）

議 長	恩 道 正 博 君	7 番	藤 井 良 信 君
1 番	米 田 一 香 君	8 番	北 川 悦 子 君
2 番	磯 貝 幸 博 君	9 番	夷 藤 満 君
3 番	七 田 満 男 君	10 番	清 水 文 雄 君
4 番	太 田 臣 宣 君	11 番	中 川 達 君
5 番	生 田 勇 人 君	12 番	南 守 雄 君
6 番	川 口 正 己 君		

○説明のため出席した者

町 長	川 口 克 則 君	町 民 福 祉 部 保 險 年 金 課 長	高 平 紀 子 君
副 町 長	上 出 孝 之 君	町 民 福 祉 部 保 險 年 金 課 担 当 課 長 兼 福 祉 担 当 課 長（保 健 セ ン タ ー 担 当）	北 野 享 君
教 育 長	久 下 恭 功 君	町 民 福 祉 部 福 祉 課 長	出 嶋 剛 君
総 務 部 長	長 谷 川 徹 君	町 民 福 祉 部 環 境 安 全 課 長	本 郁 夫 君
町 民 福 祉 部 長	瀬 戸 博 行 君	都 市 整 備 部 企 画 課 長	松 井 賢 志 君
町 民 福 祉 部 担 当 部 長 （住 民 ・ 子 育 て 支 援 ・ 環 境 担 当）	上 島 恵 美 君	都 市 整 備 部 地 域 振 興 課 長	下 村 利 郎 君
都 市 整 備 部 長	井 上 慎 一 君	都 市 整 備 部 都 市 建 設 課 長	銭 丸 弘 樹 君
都 市 整 備 部 担 当 部 長 （企 画 ・ 地 域 振 興 担 当）	田 中 徹 君	都 市 整 備 部 都 市 建 設 課 北 部 開 発 担 当 課 長 兼 北 部 開 発 推 進 室 長	上 前 浩 和 君
教 育 委 員 会 教 育 部 長	田 中 義 勝 君	都 市 整 備 部 上 下 水 道 課 長	松 岡 裕 司 君
消 防 長	水 野 博 幸 君	都 市 整 備 部 上 下 水 道 課 担 当 課 長 （ 水 道 担 当 ）	高 橋 均 君
総 務 部 総 務 課 長	上 出 功 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	岩 上 涼 一 君
総 務 部 財 政 課 長	宮 本 義 治 君	教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	上 出 勝 浩 君
総 務 部 税 務 課 長	若 林 優 治 君	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長 兼 男 女 共 同 参 画 室 長	助 田 有 二 君
総 務 部 税 務 課 担 当 課 長 兼 総 合 収 納 室 長	神 農 孝 夫 君	消 防 本 部 消 防 次 長 兼 消 防 課 長	高 道 三 春 君
町 民 福 祉 部 住 民 課 長	福 島 誠 一 君	消 防 本 部 消 防 署 長	重 島 康 人 君
町 民 福 祉 部 子 育 て 支 援 課 長 兼 子 育 て 支 援 セ ン タ ー 所 長	堀 川 竜 一 君		

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長 棚 田 進 君 事務局 書記 小 坂 しおり 君
事務局 参事兼次長 東 康 弘 君

○議事日程（第3号）

平成 29 年 12 月 14 日 午後 1 時開議

日程第 1

追加議案の上程

- 議案第 90 号 平成 29 年度内灘町一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 91 号 平成 29 年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 92 号 平成 29 年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 93 号 平成 29 年度内灘町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 94 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 95 号 常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 96 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 97 号 財産の取得について〔児童用机・椅子 380 組〕
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
提案理由の説明

日程第 2

議案一括上程

- 議案第 72 号 専決処分の承認を求めることについて〔平成 29 年度内灘町一般会計補正予算（第 4 号）〕から
- 議案第 97 号 財産の取得について〔児童用机・椅子 380 組〕まで

日程第 3

- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから
- 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまで



午後 1 時 00 分開議

○開 議

○議長【恩道正博君】 皆様、ご苦労さまで
す。

ただいまの出席議員は 13 名であります。よ
って、会議の定足数に達しておりますので、
これより本日の会議を開きます。



○諸般の報告

○議長【恩道正博君】 本日の会議に説明の
ため出席をしている者は、5 日の会議に配付
の説明員一覧表のとおりであります。



○会議時間の延長

○議長【恩道正博君】 本日の会議時間は、

議事の都合によりあらかじめ延長します。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【恩道正博君】 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定しました。



○追加議案の上程

○議長【恩道正博君】 日程第1、追加議案の上程を行います。

議案第90号平成29年度内灘町一般会計補正予算（第6号）から諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての12議案を一括して議題といたします。

なお、追加提出された議案につきましては、お手元に配付してあります議事日程第3号に記載のとおりでありますので、ご了承願います。



○提案理由の説明

○議長【恩道正博君】 町長より追加議案に対する提案理由の説明を求めます。川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 議員各位におかれましては、連日にわたり慎重なるご審議を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、ただいま追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第90号 平成29年度内灘町一般会計補正予算（第6号）、議案第91号 平成29年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第92号 平成29年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第93号 平成29年度内灘町水道事業会計補正予算（第2号）、議案第94号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第95号 常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一

部を改正する条例について、議案第96号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、以上4件の補正予算並びに3件の条例改正につきましては、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

国においては、本年8月に提出された人事院勧告に対し、閣議決定を経て、一般職並びに特別職の給与改定に係る関連法案を可決いたしました。

本町におきましても、これらの経緯を踏まえ、議会議員及び常勤の特別職の期末手当の支給月数の改正を行うとともに、一般職の給料表の改正など、所要の条例改正を行うものでございます。また、あわせて職員給与等を増額補正するものでございます。

議案第97号 財産の取得につきましては、白帆台小学校の児童用机・椅子380組の購入において、指名競争入札の結果、落札者となった企業と契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、平成30年3月31日をもって任期満了を迎えます現委員の北西則夫氏を引き続き推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、平成30年3月31日をもって任期満了を迎えます現委員の松田京子氏を引き続き推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、平成30年3月31日をもって任期満了を迎えます現委員の中村由利子氏を引き続き推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、委員の欠員により、新たに山崎哲雄氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

以上、追加議案の提案理由につきましてご

説明申し上げました。適切なるご決議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長【恩道正博君】 提案理由の説明は終わりました。



○質 疑

○議長【恩道正博君】 これより追加議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



○議案等の委員会付託

○議長【恩道正博君】 お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 90 号平成 29 年度内灘町一般会計補正予算（第 6 号）から議案第 97 号財産の取得について〔児童用机・椅子 380 組〕までの 8 議案につきましては、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【恩道正博君】 ご異議なしと認めます。よって、議案第 90 号から議案第 97 号までの 8 議案につきましては、議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託することに決定いたしました。



○休 憩

○議長【恩道正博君】 この際、議案審査のため、暫時休憩いたします。

午後 1 時 08 分休憩



午後 2 時 15 分再開

○再 開

○議長【恩道正博君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。



○議案一括上程

○議長【恩道正博君】 日程第 2、去る 12 月 7 日、各常任委員会に付託いたしました議案第 72 号専決処分の承認を求めることについて〔平成 29 年度内灘町一般会計補正予算（第 4 号）〕から議案第 89 号内灘町屋内多目的広場の指定管理者の指定についてまでの 18 議案、並びに先ほど各常任委員会に付託いたしました議案第 90 号平成 29 年度内灘町一般会計補正予算（第 6 号）から議案第 97 号財産の取得について〔児童用机・椅子 380 組〕までの 8 議案を一括して議題といたします。



○委員長報告

○議長【恩道正博君】 これより各常任委員会における議案の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

中川達総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員長 中川達君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長【中川達君】 平成 29 年内灘町議会 12 月会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告を申し上げます。

付託されました議案につきましては、副町長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第 72 号専決処分の承認を求めることについて〔平成 29 年度内灘町一般会計補正予算（第 4 号）〕第 1 条歳入歳出予算の補正中、歳入 14 款県支出金 3 項委託金、歳出 2 款総務費 4 項選挙費については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第 73 号平成 29 年度内灘町一般会計補正予算（第 5 号）第 1 条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出 1 款議会費 1 項議会費、2 款総務費 1 項総務管理費、2 項徴税費、4 項選挙費、5 款労働費 1 項労働諸費、6 款農林水産業費 1 項農業費、2 項林業費、8 款土木費 1 項土木管理費、2 項道路橋りょう費、

3項都市計画費、9款消防費1項消防費、12款公債費1項公債費の各款項及び第2条地方債の補正については、賛成多数で、原案を可とすることに決しました。

議案第74号平成29年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第78号内灘町個人情報保護条例及び内灘町情報公開条例の一部を改正する条例について、議案第79号内灘町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての2議案は、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第80号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第81号内灘町税外歳入の延滞金等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第86号内灘町町営住宅条例の一部を改正する条例について、議案第87号内灘町都市公園条例の一部を改正する条例についての4議案は、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第90号平成29年度内灘町一般会計補正予算(第6号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳入17款繰入金2項基金繰入金、歳出1款議会費1項議会費、2款総務費1項総務管理費、2項徴税費、6款農林水産業費1項農業費、8款土木費1項土木管理費、3項都市計画費、9款消防費1項消防費の各款項については、賛成多数で、原案を可とすることに決しました。

議案第91号平成29年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議案第93号平成29年度内灘町水道事業会計補正予算(第2号)の2議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第94号議会の議員の議員報酬及び費

用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、賛成多数で、原案を可とすることに決しました。

議案第95号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、賛成多数で、原案を可とすることに決しました。

議案第96号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

平成29年12月14日

総務産業建設常任委員会委員長 中川達

○議長【恩道正博君】 川口正己文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 川口正己君 登壇〕

○文教福祉常任委員長【川口正己君】 平成29年内灘町議会12月会議において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第73号平成29年度内灘町一般会計補正予算(第5号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳出2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、7項交通安全対策費、3款民生費1項社会福祉費、2項児童福祉費、3項国民年金事務取扱費、4款衛生費1項保健衛生費、2項清掃費、10款教育費1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、4項社会教育費、5項保健体育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第75号平成29年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第76号平成29年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議案第77号平成29年度内灘町介護保険特別会計補正予算(第2号)

の7目情報管理費500万についてはマイナンバーに反対の立場から、また8款土木費の2項3目道路新設改良工事の白帆台インターチェンジ整備事業に反対の立場から反対いたします。

議案第83号内灘町展望温泉ほのぼの湯条例の一部を改正する条例については、一般質問でも質問をいたしました。ほのぼの湯があることで毎日元気でいられるんだという多くの温泉愛用者、特に半数を占める高齢者の方々の願いは、ほのぼの湯の値上げをしないでほしいことです。シャンプーもリンスもボディシャンプーも置かなくてもよい。削るところは削り、温泉のよさを売り物にして利用者をふやしてほしい。せめて公衆浴場の料金440円より高くしないでほしい。多くの町民に利用されることにより健康で元気なまちの一つになるのではないかとということで、反対をいたします。

議案第85号内灘町長寿お祝い条例の一部を改正する条例について、これも一般質問をいたしました。現状に即し、長寿お祝いとしてもらって喜んでもらえるお祝券なりお祝金として改正してほしいという願いからです。80歳を過ぎれば、額は少なくとも、頑張っているね、ありがとう、ますます頑張してほしいというようなことで、2年から3年ごとでもよい、祝ってあげられたらなという思いがあります。75歳、コミュニティバスの回数券のみではなく、ほのぼの湯の回数券なども加えたお祝券にすれば価値が増すと思います。

また、議案第94号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第95号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、ともに年間支給月数を3.25月から3.30月に改める改正です。財政厳しい中、また町民に負担増となる議案のある中です。改正に反対すべきではないでしょうか。

皆さんからの賛同をお願いいたしまして、

討論といたします。

○議長【恩道正博君】 3番、七田満男議員。

〔3番 七田満男君 登壇〕

○3番【七田満男君】 議席3番、七田満男です。

議案第83号内灘町展望温泉ほのぼの湯条例の一部を改正する条例についてと議案第85号内灘町長寿お祝い条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をいたします。

展望温泉ほのぼの湯は、平成29年4月5日にリニューアルオープンしました。それに伴う温浴施設の維持管理費の増や施設建設にかかわる償還額を考えたとき、収支状況の改善を図るための利用料金の値上げと長寿お祝い制度の縮小は、持続可能な制度をするための改正であります。

この背景には少子化問題と2025年問題があり、約800万人と言われる団塊の世代が後期高齢者を迎えるのが2025年であります。特に後期高齢者については2050年ごろまで増加傾向が続くと見込まれています。2025年以降は2,200万人、4人に1人が75歳以上という超高齢社会が到来します。これまで国を支えてきた団塊の世代が給付を受ける側に回るために医療・介護・福祉サービスの需要が高まり、社会保障財政のバランスが崩れるとも指摘されています。

そんな中、ほのぼの湯の料金や長寿お祝い制度をこのまま続けると、ますます支える側の負担がかかります。町民の方々の意見を聞きますと、値上げは困るとか、温浴施設が新しくいいものに生まれ変わったのだから入浴料金の値上げは当然などとの声がありました。

温泉を楽しむことで町内のさまざまな人が交流できる地域コミュニティや健康増進などの役割を保ちながらの料金改正に、私は賛成します。長寿お祝い制度の少しの縮小は、高齢者のご理解が得られるものと考えています。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、私の討論を終わります。

○議長【恩道正博君】 他に討論はありませんか。

10 番、清水文雄議員。

〔10 番 清水文雄君 登壇〕

○10 番【清水文雄君】 10 番、清水でございます。

議案第 73 号平成 29 年度一般会計補正予算並びに提案されております条例について、反対討論を行います。

まずは、議案第 73 号平成 29 年度一般会計補正予算（第 5 号）2 款 3 項戸籍住民基本台帳費、マイナンバーカードの推進についてでございますけれども、これについては、これは国の事業であります、県内 11 市町、そして全国でマイナンバーカードによる事故が、2016 年度は 66 件、2017 年度上半期だけで既に前年度の 4 倍の 273 件、これが発生しているということであります。

私は、プライバシー権が侵害される危険性が高まることから、個人情報保護の観点から反対をいたします。

8 款 2 項 3 目道路新設改良事業、白帆台インターチェンジ整備事業の増額補正に反対をいたします。

議案第 83 号内灘町展望温泉ほのぼの湯の条例の一部改正する条例について、また議案第 85 号内灘町長寿お祝い条例の一部を改正する条例についても反対をいたします。

これらは私の一般質問でも述べさせていただきました。町民へのサービスの件あるいは負担増を時期尚早と考えるからであります。

これらを安易に認めれば、今後、町が行うハード事業の推進等でのツケというのが全て住民に回ってくる、そういう危険性もございます。住民に負担を求める前に、町として、そして町長として、みずから身を切る改革が必要であります。つまり、徹底的な行財政改革の方針を町長みずから示し、町から示されるべきだというふうに考えるわけであり、

しかし、その姿勢と方針が示されておられません。10 年後、20 年後の将来の内灘町に負の財産を残さないために、そのための町政運営というのが求められているのであります。よって、時期尚早、そんな立場から、この議案に対して反対をいたします。

したがって、きょう追加議案として提出されました議案第 90 号一般会計補正予算（第 6 号）、議案 94 号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 95 号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についても反対をいたします。

加えて、長寿お祝い制度の切り下げ、とりわけほのぼの湯の料金改定は、高齢者をも対象にしているわけでございます。町民からの意見として、町外者の入浴料金あるいは町内者の入浴料金も同じというのはいかなるものかという声もあります。そういう意味では慎重に検討し進めるべき、そんな立場も明らかにしながら、議案に対する反対討論にさせていただきます。

○議長【恩道正博君】 1 番、米田一香議員。

〔1 番 米田一香君 登壇〕

○1 番【米田一香君】 議席番号 1 番、米田一香です。

私はこの内灘町が本当に大好きです。この内灘町に暮らすあらゆる世代の皆さんのことを本当に大切に思う立場から、議案第 83 号内灘町展望温泉ほのぼの湯条例の一部を改正する条例について並びに議案第 85 号内灘町長寿お祝い条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

昨年 6 月会議におきまして、町に対し超高齢社会における社会保障と財政運営について質問をさせていただきました。

我が国では、総人口を占める 65 歳以上人口の割合である高齢化率が 2007 年に 21%を上回り、超高齢社会に突入し、その後も高齢化率は上昇を続けており、平成 29 年版の高齢社

会白書によりますと平成 28 年の高齢化率は 27.3%と過去最高となっております。

昭和 32 年から施行されていた内灘町敬老年金条例が廃止され、平成 3 年 4 月 1 日からはこの内灘町長寿お祝い条例が施行されてまいりました。これは内灘町に在住する高齢者に対し、その長寿を祝福し敬老の意を表するため、長寿祝金または長寿祝券を支給することを目的とする条例でございます。

私も、自分の祖父母を含め、小さいころからお世話になりました地域の高齢者の皆さん、そしてこのすばらしい内灘町を築き、今日まで発展させてくださった多くの高齢者の皆様に対し、心からの感謝を申し上げたいと思います。おかげさまで、地域の皆様のおかげでこんなに大きくなりました、そんな気持ちで日々暮らしている若い世代は、私だけではなくたくさんいると思います。

しかし、私たち若い世代、また子供たちが年々大きくなるにつれ、家族にとって大事な方が、また町にとっても大切な方が毎年毎年、ことしも一人、また一人と訃報を耳にするたびに本当に残念で寂しく感じますが、残される私たちはその悲しい出来事のたびに、先人への思いを胸に、しっかりとこの町を守っていきたく、次の世代へとしっかりとバトンをつないでいきたく、そんなふうに関心に誓って生き続けるわけです。

ですから、高齢者の皆様には、一日でも元気で長生きしていただきたいと日々心から願っておりますし、長寿というすばらしい出来事を心からお祝いし敬意を表したい、そんな気持ちでございます。

しかし、この条例が施行された時期である 25 年前の平成 2 年から全国の高齢化率が約 2 倍に上昇しているのに対し、内灘町では約 3 倍に上昇しています。日本の高齢化が先進諸国と比較して急速であることは皆さんご存じのこととは思いますが、内灘町の高齢化はそれよりもさらに早いスピードで年々進行して

おります。そして私たちの健康や生活を守るために欠かせない医療、年金、福祉、介護、生活保護などの公的サービスである社会保障に係る費用は、高齢化に伴い膨らんでおります。

この内灘町長寿お祝い条例の施行後も改正はされてきていましたが、急速に進む高齢化にこの制度が追いついておらず、雪だるま方式に費用が膨らみ、このまま見過ごすわけにはいかない状況まで来ていることは、これまでの委員会や全員協議会でも明らかにされてまいりました。皆さん、このままこの状況を放っておいていいのでしょうか。目をつぶり続けるのでしょうか。

私たち若い世代も、医療や介護、年金福祉などは必要になった方に必要なだけ十分な保障ができる制度をこれからも維持し、次の世代につなげていきたいと考えています。その大事な制度を守るためにも、高齢者の皆様方には少し我慢をしていただくようお願いをしなければならない状況です。

財源がたくさんあるならばこのままこの制度を継続したい、できることならば拡充だってしたい。高齢者の皆様を大切に思われている川口町長にもきっとそんな思いはあるでしょうが、現状は厳しい。この厳しい現状から目をそらさずに、しっかりと未来を見据えて下した苦渋の決断だと私はそんなたくいしますし、評価いたします。この議案を提出された執行部にも、これからを担う若い世代を代表して、本当に感謝申し上げます。

本当に必要な制度を守り、また高齢者の健康増進に寄与する、そういった事業を推進することで持続可能なまちづくりを推し進め、一緒に明るく元気な内灘町をこれからもともに築いていこうではないですか。

また、先般、9 月会議における平成 28 年度決算で、委員会より展望温泉ほのぼの湯の使用料見直しを図るべきと指摘をいたしました。オープンと同時に料金改定をという声があっ

たこと、また値上げをしてもらっては困るという声もあったこと、これはわかっていますけれども、施設が変わり必要なコストがわからないにもかかわらず値上げというのは余りに乱暴ではないかと私も思い、オープン後の推移を一定期間見てから、根拠に基づき料金改定をすべきだと一般質問でも指摘をいたしました。

そして4月にオープン後、半年がたち、さきの委員会でも議論が交わされ、今回の条例改正が議案として上がってきた次第です。施設が新しくなり運用コストが増大していることもあり、今の料金をそのまま維持しているは身の丈に合わないことを無理して続けることであり、いつか必ずツケが回ってまいります。今ここで今後5年をまずは見据え、データに基づき一旦料金を見直す、これは町の将来を思うならば必要なことであります。

また、今回の改正によって、4歳未満から小学校未満が無料という、より子育て世代にも配慮した内容にも改正されております。

こういった理由から、町民の皆様にも、今後、この改正はご理解いただけるものと思えます。

議員各位におかれましては、どうかこれらの事情をご賢察いただき、議案第83号内灘町展望温泉ほのぼの湯条例の一部を改正する条例について並びに議案第85号内灘町長寿お祝い条例の一部を改正する条例についての両議案にご賛同賜りますようお願いを申し上げます、私の賛成討論といたします。

よろしく願いいたします。

○議長【恩道正博君】 他に討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長【恩道正博君】 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【恩道正博君】 これより議案の採決

に入ります。

まず、議案第72号専決処分の承認を求めることについて〔平成29年度内灘町一般会計補正予算（第4号）〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり承認されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第73号平成29年度内灘町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立多数であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第74号平成29年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第75号平成29年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第76号平成29年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第77号平成29年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第2号）の4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。

よって、議案第 74 号から議案第 77 号までの 4 議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 78 号内灘町個人情報保護条例及び内灘町情報公開条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立多数であります。よって、議案第 78 号は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 79 号内灘町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立多数であります。よって、議案第 79 号は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 80 号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 81 号内灘町税外歳入の延滞金等に関する条例の一部を改正する条例についての 2 議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第 80 号及び議案第 81 号の 2 議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 82 号内灘町サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第 82 号は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 83 号内灘町展望温泉ほのぼの湯条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立多数であります。よって、議案第 83 号は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 84 号内灘町学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。

よって、議案第 84 号は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 85 号内灘町長寿お祝い条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立多数であります。よって、議案第 85 号は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 86 号内灘町町営住宅条例の一部を改正する条例について、議案第 87 号内灘町都市公園条例の一部を改正する条例について、議案第 88 号内灘町体育施設（総合体育館等）の指定管理者の指定について、議案第 89 号内灘町屋内多目的広場の指定管理者の指定についての 4 議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第 86 号から議案第 89 号までの 4 議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 90 号平成 29 年度内灘町一般会計補正予算（第 6 号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立多数であります。よって、議案第 90 号は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 91 号平成 29 年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 92 号平成 29 年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 93 号平成 29 年度内灘町水道事業会計補正予算（第 2 号）の 3 議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第 91 号から議案第 93 号までの 3 議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 94 号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立多数であります。よって、議案第 94 号は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 95 号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長【恩道正博君】 起立多数であります。よって、議案第 95 号は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 96 号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第 96 号は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 97 号財産の取得について〔児童用机・椅子 380 組〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第 97 号は原案のとおり可決されました。



○議案一括上程

○議長【恩道正博君】 日程第 3、諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから諮問第 4 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの 4 議案を一括して議題といたします。



○討論、委員会付託の省略

○議長【恩道正博君】 お諮りいたします。

ただいま議題となっている案件は人事に関する案件につき、討論、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長【恩道正博君】 ご異議なしと認めます。よって、諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから諮問第 4 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの 4 議案については、討論、委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。



○表 決

○議長【恩道正博君】 これより採決に入ります。

諮問第 1 号から諮問第 4 号まで、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての 4 議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。諮問第 1 号から諮問第 4 号までの 4 議案は、いずれも適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、諮問第 1 号から諮問第 4 号までの 4 議案については、いずれもこれを適任とすることに決定いたしました。



○閉議・散会

○議長【恩道正博君】 以上で今 12 月会議に付議されました議件は全部議了いたしました。

よって、平成 29 年内灘町議会 12 月会議を散会いたします。

連日にわたり精力的に審査をいただきまして、大変ご苦勞さまでございました。

午後 3 時 16 分散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、
ここに署名する。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、
ここに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員